

令和元年度 文教委員会資料②

【議案第9号】

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定
について

資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和2年2月14日)

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号 (<u>情報通信技術活用法</u>の適用)</p> <p>第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）第6条第1項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）<u>を使用する方法により行う</u>ことができる申請等（<u>情報通信技術活用法</u>第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、規則で定める申請等とする。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、<u>規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により</u>当該申請等を行い、かつ、当該申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号 (<u>情報通信技術利用法</u>の適用)</p> <p>第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）第3条第1項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）<u>を使用して行わせる</u>ことができる申請等（<u>情報通信技術利用法</u>第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、規則で定める申請等とする。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、当該申請等を行い、かつ、当該申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。</p>